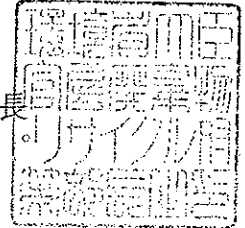




環廃対発第060424002号
平成18年 4月24日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部長



循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて

循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについては、平成17年4月11日付環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」（以下「取扱要領」という。）により行われているところであるが、今般、取扱要領の一部を下記のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成17年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

記

1. 第4項（2）中「第1項」を「第2項」に改め、「交付金」の後に「の」を加える。
2. 第4項（3）中「交付対象事業に要する経費の配分又は交付対象事業の内容の」を「循環型社会形成推進地域計画の内容の著しい」に改める。
3. 第5項（5）の次に次を加える。

（6）交付金交付決定取消申請書
（7）交付金事業実績報告書

様式第6
様式第7

4. 第6項(1)中「交付申請書様式第1」を「様式第1「交付金交付申請書」」に改め、「様式第3」の後に「「交付金交付決定変更申請書」」を加える。

5. 第7項を次のように改める。

7. 交付金の交付決定の取消申請について

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付金の交付決定の取消しを申請しようとするときは、様式第6「交付金交付決定取消申請書」を第2項の交付金の交付の申請の申請の申請に準じて提出すること

6. 第10項中「様式7」を「様式第7」に改める。

7. 第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11. その他

特別の事情により第1項(2)、第6項及び第10項に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

8. 第12項(2)のA中「ごみ高速堆肥化施設、ごみ飼料化施設、ごみメタン化施設、リサイクルセンター、廃棄物原材料化施設、熱回収施設、灰熔融施設」を「エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設」に、「、高効率原燃料回収施設、焼却施設」を「のうち、熱回収施設」に、「及び不適正最終処分場再生事業」を「、最終処分場再生事業及び併せ産廃モデル施設のうち、最終処分場」に改め、同項(2)のイ中「新たに整備する事業」の後に「及び安全対策上必要な設備を追加して設置する事業」を加える。

9. 第12項(2)のエ中「事業であること。」の後に次のように加える。

1) 浄化槽設置整備事業は、平成18年4月21日付け環廃対発第060421002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」による事業であること。

2) 浄化槽市町村整備推進事業は、平成18年4月21日付け環廃対発第060421003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進

事業実施要綱」による事業であること。

- 3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年第117号。）第2条第3項第4号に規定する事業としての、浄化槽市町村設置整備事業は、平成18年4月21日付け環廃対発第060421003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業」による事業として、浄化槽施設を取得する事業であること。

10. 第12項(3)中「のみの場合」を「及び施設整備に関する支援事業」に改め、同項(3)のアを次のように改める。

ア. 新設及び増設に係る事業

- 1) 新設及び増設に係る事業において交付の対象となる事業は、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。以下同じ。）、最終処分場再生事業、併せ産廃モデル施設、コミュニティ・プラント、浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業、可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。以下同じ。）、施設整備に関する計画支援事業である。
- 2) 焼却施設及び可燃性廃棄物直接埋立施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。
- 3) エネルギー回収推進施設において、廃棄物の焼却を行う施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設に限る。
- 4) エネルギー回収推進施設において、高効率原燃料回収施設を整備する場合は、メタン回収ガス発生率が150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm³/日以上以上の施設に限る。
- 5) エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料（RDF）化施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が20%以上の余熱を利用するRDF利用施設へ持ち込むものに限る。
- 6) ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料化施設については、ごみ固形燃料の適正管理対策について（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- 7) マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設については、「アスベストの飛散防止対策について（仮称）」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- 8) 新設及び増設に係る事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

(ア) マテリアルリサイクル推進施設

- i. マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであ

ること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧分別収集回収拠点の整備
- ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備
- ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑮通風設備
- ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
- ⑰搬出設備
- ⑱排水処理設備
- ⑲換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑳冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ㉑前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ㉒前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理棟
- ②構内道路
- ③構内排水設備
- ④搬入車両に係る洗車設備
- ⑤構内照明設備
- ⑥門、囲障
- ⑦搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

iii. i の⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

(イ) エネルギー回収推進施設

i. エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものである

こと。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ⑤燃焼ガス冷却設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪搬出設備
- ⑫排水処理設備
- ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①搬入車両に係る洗車設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i.

- ⑯の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑮の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ウ) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

i. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備
- ④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備
- ⑤活性汚泥法処理設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧残さ処理設備
- ⑨搬出設備
- ⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）
- ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

- ⑫希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. iの設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①搬入車両に係る洗車設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③iの設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、①、②、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(エ) 最終処分場

- i. 最終処分場に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①管理・計量設備
 - ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
 - ③止水壁その他止水に必要な設備
 - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 - ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
 - ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
 - ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
 - ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
 - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. iの設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③iの設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 最終処分場に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(オ) 最終処分場再生事業

- i. 最終処分場再生事業に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①管理・計量設備
 - ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
 - ③止水壁その他止水に必要な設備
 - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 - ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破砕設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 最終処分場再生事業に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。)

(カ) 併せ産廃モデル施設（熱回収施設）

- i. 併せ産廃モデル施設（熱回収施設）に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ②前処理設備
 - ③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備
 - ④燃焼ガス冷却設備
 - ⑤排ガス処理設備
 - ⑥余熱利用設備
 - ⑦通風設備
 - ⑧灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
 - ⑨搬出設備
 - ⑩排水処理設備
 - ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①搬入車両に係る洗車設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 併せ産廃モデル施設（熱回収施設）に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、⑧、⑨、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。)

(キ) 併せ産廃モデル施設（最終処分場）

- i. 併せ産廃モデル施設（最終処分場）に直接必要な設備の範囲は、次に掲げる

ものであること。

- ①管理・計量設備
 - ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
 - ③止水壁その他止水に必要な設備
 - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 - ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
 - ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
 - ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
 - ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
 - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 併せ産廃モデル施設（最終処分場）に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ク) コミュニティ・プラント

- i. 水洗便所のし尿及び生活排水（以下「汚水」という。）の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備
 - ②散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備
 - ③消毒設備
 - ④汚泥処理設備
 - ⑤脱臭設備
 - ⑥換気、除じん等に必要な設備
 - ⑦冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑧幹線管渠（内径150m/m以上のものに限る。）及びこれに付属する枡、取付管、マンホール等の設備
 - ⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備
 - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①管理棟
 - ②構内道路
 - ③構内排水設備
 - ④搬入車両に係る洗車設備

- ⑤構内照明設備
- ⑥門、団障
- ⑦搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(ケ) 可燃性廃棄物直接埋立施設

i. 可燃性廃棄物直接埋立施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 可燃性廃棄物直接埋立施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、

- i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(コ) 焼却施設

i. 焼却施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備、その他ごみの焼却に必要な設備
- ④燃焼ガス冷却設備
- ⑤排ガス処理設備
- ⑥余熱利用設備
- ⑦通風設備
- ⑧灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑨搬出設備

⑩排水処理設備

⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①搬入車両に係る洗車設備

②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(サ) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する計画支援事業については、廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業とする。

1 1. 別表 1 の I を別添 1 のように改める。

1 2. 別表 3 を別添 2 のように改める。

1 3. 別表 4 を別添 3 のように改める。

1 4. 様式 1-2 を別添 4 のように、様式 1-3 を別添 5 のように、様式第 7 を別添 6 のように、様式 7-2 を別添 7 のように、様式 7-3 を別添 8 のように改める。

別表 1

I 算定基準

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
工 事 費	本 工 事 費	(直接工事費)	<p>別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。</p> <p>別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。</p> <p>このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。</p> <p>間接工事費のうち、共通仮設費については、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、跡片付け整地等に要する費用 (3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用 (5) 技術管理に要する費用 (6) 現場事務所、労務者宿舎及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。） (7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）
		材 料 費	
		労 務 費	
		直 接 経 費	
(間接工事費)	共 通 仮 設 費		

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(8) 交通の管理、安全施設に要する費用の合計額をいう。</p> <p>営繕損料については、直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合 2.5%</p> <p>(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 1.9%</p> <p>(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.5%</p> <p>(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合 1.0%</p> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100万円を超え 200万円以下の場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200万円を超え 500万円以下の場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500万円を超え 800万円以下の場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800万円を超え 2,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000万円を超え 5,000万円以下の場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が10,000万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p>
		現場管理費	<p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000万円以下の場合 12.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
		一般管理費	<p>(2) 純工事費が 1,000万円を超え 2,000万円以下の場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000万円を超え 5,000万円以下の場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000万円を超え 7,000万円以下の場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000万円を超える場合 7.5%</p> <p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 13.5%</p> <p>(3) 工事原価が 1,000万円を超え 4,000万円以下の場合 13.0%</p> <p>(4) 工事原価が 4,000万円を超え 10,000万円以下の場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が10,000万円を超え 20,000万円以下の場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が20,000万円を超える場合 11.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
事 務 費	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工 事 費 門 囲 障 等 工 事 費 そ の 他 工 事 費	<p>施設整備の付帯工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。</p>
	廃焼却施設 解体費		<p>廃焼却施設の解体に当たっては、解体工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し、承認を得た額。</p>
	用地費及び 補 償 費		<p>用地取得（別に定める施設の用地費を除く。）及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し、承認を得た額。</p>
	調 査 費		<p>調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。</p>
	工 事 雑 費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p style="text-align: right;">1.0%</p>
旅 費 及 び 庁 費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 5,000万円以下の場合 3.5%</p> <p>(2) 工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 3.0%</p>	

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			(3) 工事費が10,000万円を超え 30,000万円以下の場合 2.5% (4) 工事費が30,000万円を超え 50,000万円以下の場合 2.0% (5) 工事費が50,000万円を超え 100,000万円以下の場合 1.0% (6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%

備 考

事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、営繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、工事雑費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。

付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撤水機、滅菌機、ブロアー、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄せ機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベアー、レンガ、ストッカー、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいう）。

ただし、現場加工されるものを除く。

(1) マテリアルリサイクル推進施設で電動ごみ収集車等を整備する場合

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
車両費 (充・受電機器 設備費を含む)	購入費	—	2 t車を原則とする。 20,000千円×台数

(2) マテリアルリサイクル推進施設のその他の事業

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
その他の施設 及び設備	環境大臣と協 議し承認を得 たもの	—	良好な生活環境の形成及びリサ イクルを重視した街づくりを総 合的に推進するための事業で環 境大臣に協議し承認を得た額。

別表 3

1 区分	2 基準額		3 対象経費
浄化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。</p> <p>(千円)</p>		<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費</p>
変則浄化槽	<p>(1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～</p>	<p>342×基数 414×基数 537×基数 939×基数 1,566×基数 2,058×基数 2,349×基数</p> <p>363×基数 441×基数 576×基数 1,002×基数 1,644×基数 2,151×基数 2,454×基数</p>	
<p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>			
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。</p> <p>(千円)</p>		<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費</p>
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	<p>(1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～</p>	<p>444×基数 486×基数 576×基数 1,092×基数 1,860×基数 2,496×基数 2,850×基数</p> <p>471×基数 519×基数 615×基数 1,164×基数 1,953×基数 2,610×基数 2,979×基数</p>	
<p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>			
窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。</p> <p>(千円)</p>		<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費</p>
窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	<p>(1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～</p>	<p>528×基数 693×基数 963×基数 1,674×基数 2,811×基数 3,774×基数 4,201×基数</p> <p>558×基数 738×基数 1,029×基数 1,779×基数 2,952×基数 3,912×基数 4,386×基数</p>	
<p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>			
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。</p> <p>(千円)</p>		<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費</p>
BOD除去能力に関する高度処理型の変則浄化槽	<p>(1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～</p>	<p>489×基数 654×基数 903×基数 1,551×基数 2,607×基数 3,501×基数 3,906×基数</p> <p>516×基数 696×基数 963×基数 1,650×基数 2,736×基数 3,660×基数 4,080×基数</p>	
<p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>			

既設の浄化槽の改築	改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費
-----------	---------------------------	--

別表4

1 区分	2 基準額		3 対象経費
浄化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。</p> <p>(千円)</p>		<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費</p>
変則浄化槽	<p>(1) 5人槽 861×基数</p> <p>(2) 6～7人槽 1,038×基数</p> <p>(3) 8～10人槽 1,352×基数</p> <p>(4) 11～15人槽 2,024×基数</p> <p>(5) 16～20人槽 2,778×基数</p> <p>(6) 21～25人槽 3,510×基数</p> <p>(7) 26～30人槽 4,366×基数</p> <p>(8) 31～40人槽 4,773×基数</p> <p>(9) 41～50人槽 5,703×基数</p> <p>(10) 51～100人槽</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>(12) 調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>(13) 計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額</p>	<p>(千円)</p> <p>909×基数</p> <p>1,104×基数</p> <p>1,446×基数</p> <p>2,169×基数</p> <p>2,937×基数</p> <p>3,675×基数</p> <p>4,593×基数</p> <p>4,941×基数</p> <p>5,934×基数</p> <p>環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数</p>	<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費</p>
<p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>			
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。</p> <p>(千円)</p>		<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費</p>
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	<p>(1) 5人槽 1,020×基数</p> <p>(2) 6～7人槽 1,134×基数</p> <p>(3) 8～10人槽 1,380×基数</p> <p>(4) 11～15人槽 2,139×基数</p> <p>(5) 16～20人槽 3,288×基数</p> <p>(6) 21～25人槽 4,140×基数</p> <p>(7) 26～30人槽 4,812×基数</p> <p>(8) 31～40人槽 5,592×基数</p> <p>(9) 41～50人槽 6,441×基数</p> <p>(10) 51～100人槽</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>(12) 調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>(13) 計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額</p>	<p>(千円)</p> <p>1,080×基数</p> <p>1,212×基数</p> <p>1,482×基数</p> <p>2,289×基数</p> <p>3,477×基数</p> <p>4,356×基数</p> <p>5,049×基数</p> <p>5,856×基数</p> <p>6,729×基数</p> <p>環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数</p>	<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費</p>
<p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>			

窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費
窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	<p style="text-align: center;">(千円)</p> (1) 5人槽 1,137×基数 (2) 6～7人槽 1,431×基数 (3) 8～10人槽 1,932×基数 (4) 11～15人槽 2,787×基数 (5) 16～20人槽 4,287×基数 (6) 21～25人槽 5,394×基数 (7) 26～30人槽 6,270×基数 (8) 31～40人槽 7,287×基数 (9) 41～50人槽 8,397×基数 (10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 (12) 調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (13) 計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 <p style="text-align: center;">基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	<p style="text-align: center;">(千円)</p> 1,200×基数 1,527×基数 2,075×基数 2,982×基数 4,530×基数 5,667×基数 6,576×基数 7,620×基数 8,766×基数 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 <p style="text-align: center;">基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費
BOD除去能力に関する高度処理型の変則浄化槽	<p style="text-align: center;">(千円)</p> (1) 5人槽 1,083×基数 (2) 6～7人槽 1,377×基数 (3) 8～10人槽 1,848×基数 (4) 11～15人槽 2,649×基数 (5) 16～20人槽 4,074×基数 (6) 21～25人槽 5,127×基数 (7) 26～30人槽 5,958×基数 (8) 31～40人槽 6,924×基数 (9) 41～50人槽 7,977×基数 (10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 (12) 調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (13) 計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 <p style="text-align: center;">基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	<p style="text-align: center;">(千円)</p> 1,143×基数 1,467×基数 1,983×基数 2,832×基数 4,305×基数 5,388×基数 6,249×基数 7,242×基数 8,325×基数 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 <p style="text-align: center;">基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費

※基準額の特例 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽（使用後10年のものに限る。）の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。

様式1-2

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付申請額表

事業主体名 : _____

循環型社会形成推進地域計画承認通知年月日 : _____

循環型社会形成推進地域計画期間 : _____

(単位：千円)

交付対象事業	交付金額	摘 要
循環型社会形成推進交付金事業		(単年度交付額及び単年度交付額を算出する式を記載)
(内 訳)		

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業別表（交付申請）

（単位：千円）

事業の内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費 (C)	
処理能力		控除額 (D)	
処理方式		交付基本額 (E) = (C) - (D)	
全体事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	交付金額 (F)	
当該年度事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	摘要	
全体事業	総事業費		
全体事業	総交付基本額		
当該年度事業	総事業費		
当該年度事業に係る経費の配分 (交付対象経費)			
本工事費			
付帯工事費			
廃焼却施設解体費			
用地費及び補償費			
調査費			
工事雑費			
その他			
工事費計 (A)			
事務費 (B)			
事業費 (C) = (A) + (B)			

（備考）「経費の配分」欄のうち、必要のない費目は削除してさしつかえない。

【別添6】

様式第7 交付金事業実績報告書

様式7-1

番 号
年 月 日

知 事 殿

申 請 者 氏 名

印

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業実績報告書

平成〇〇年度において国庫交付金の交付を受けた標記事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(備考) 本様式に様式7-2、様式7-3及び様式7-4をあわせたものが報告書である。

様式 7-3

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業別表（実績報告）

（単位：千円）

事業の内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費 (C)	
処理能力		控除額 (D)	
処理方式		交付基本額 (E) = (C) - (D)	
全体事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	交付金額 (F)	
当該年度事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	摘要	
全体事業	総事業費		
全体事業	総交付基本額		
当該年度事業	総事業費		
当該年度事業に係る経費の配分 (交付対象経費)			
本工事費			
付帯工事費			
廃焼却施設解体費			
用地費及び補償費			
調査費			
工事雑費			
その他			
工事費計 (A)			
事務費 (B)			
事業費 (C) = (A) + (B)			

（備考）「経費の配分」欄のうち、必要のない費目は削除してさしつかえない。